

第4章 都市機能誘導区域及び誘導施設

1. 都市機能誘導区域及び誘導施設の考え方

新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、生活サービス施設の誘導を図るものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランや土地利用規制等とは異なる全く新しい仕組みです。

都市計画運用指針（第12版国土交通省）では、「都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域」とされています。

熊野町の都市構造は、西部地域に都市施設が多く集積していることから利便性が高い地域となっていますが、東部地域に向かって都市施設が少なくなることから利便性が低くなる西高東低と言われる都市構造となっています。

このような状況から、診療所・子育て支援施設・商業等の生活利便施設を中心とした新たな都市機能を中央地域に誘導することで、全町民の利便性向上やサービス享受が可能になると考え、熊野町の都市計画マスタープランにおいて、町役場を中心とする商業地一帯を地域生活の利便性の向上を図る「都市拠点」として位置づけています。

熊野町の都市機能誘導区域は、この「都市拠点」を基本として設定することとし、交通拠点施設の整備を進め、拠点機能の強化を図るとともに、交通アクセス性の向上により、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図ります。また、誘導施設の整備等により都市機能の増進を図ります。

■ 都市機能誘導の方針（再掲）

交通拠点施設と誘導施設の整備等による都市機能の集積・誘導

① 拠点性を高める都市機能の集積・強化

都市拠点
■まちの「心臓」の機能強化



- 都市拠点において交通拠点施設を中心とする複合施設等の整備を進め、拠点機能の強化を図ります。
- 都市拠点から生活連携軸に沿って、医療・商業・子育て支援等の都市機能を誘導します。

② 町の魅力を高める新たな都市機能の創出

都市空間
■まちを彩る「ドレス」をつくる



- 町民ニーズの対応、地域課題の解決に資する新たな都市機能の創出を図ります。
- 観光・交流機能の強化と住民生活の質の向上に繋がる都市機能の集積強化を図ります。



2. 都市機能誘導区域の設定

1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市計画運用指針（第12版国土交通省）では、都市機能誘導区域について次のような区域を設定することが考えられるとされています。

- ・都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

資料：第12版 都市計画運用指針（国土交通省）

熊野町における都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランで位置づけた「都市拠点」を基本として、次の方針に即して設定します。

① 都市拠点と県道等の生活連携軸

地域生活の利便性の向上を図る**都市拠点**と県道等の熊野町の都市軸となる**生活連携軸**（200m）
⇒区域界は現状の施設の敷地状況（敷地が沿道からどのぐらいの距離に立地しているか）を加味して200mの範囲を基本とし、原則として道路等、地形地物で設定

② 現状において利便性が高いエリアである**施設が集積**した区域

③ 広域的な拠点機能を持つ**人の流入が多い**区域

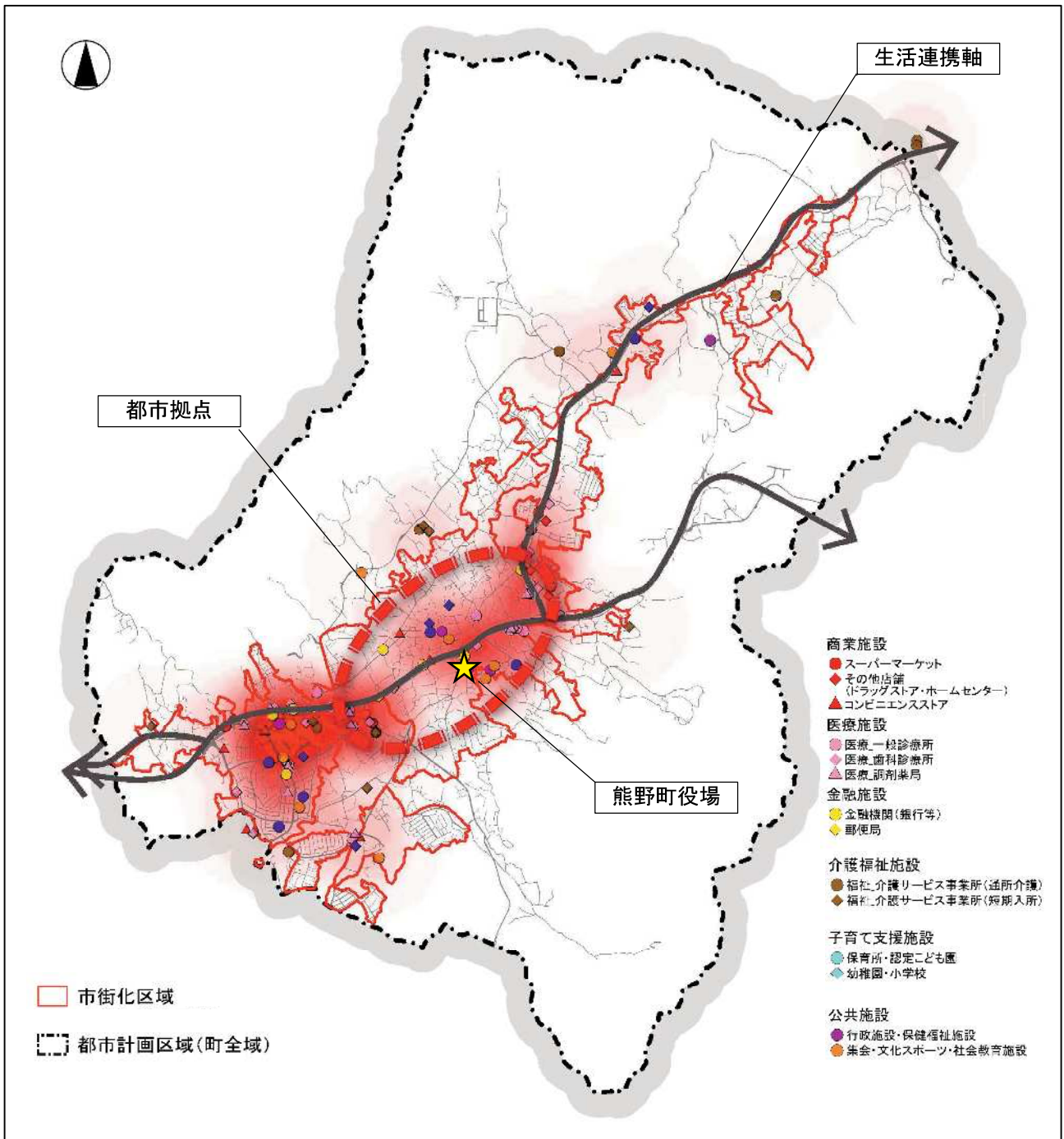
④ 安全・安心に都市機能のサービスが提供できる区域

⇒居住誘導区域の設定における「安全・安心に暮らしつづけることができる区域」（P. 60, 61）

【留意事項】

- ・県道矢野安浦線バイパス工区については、バイパス整備に伴い新たな誘導施設の配置や誘導施策の必要性が認められる状況になったときに、誘導区域の見直しを行い、立地の適性化を図ります。

②施設が集積した区域



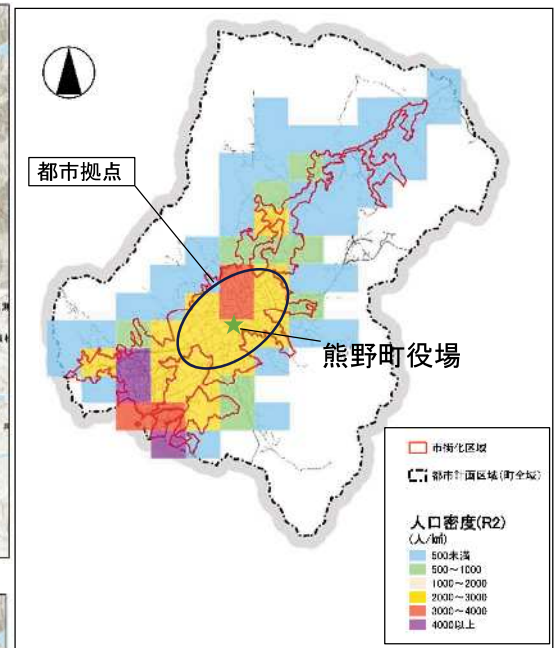
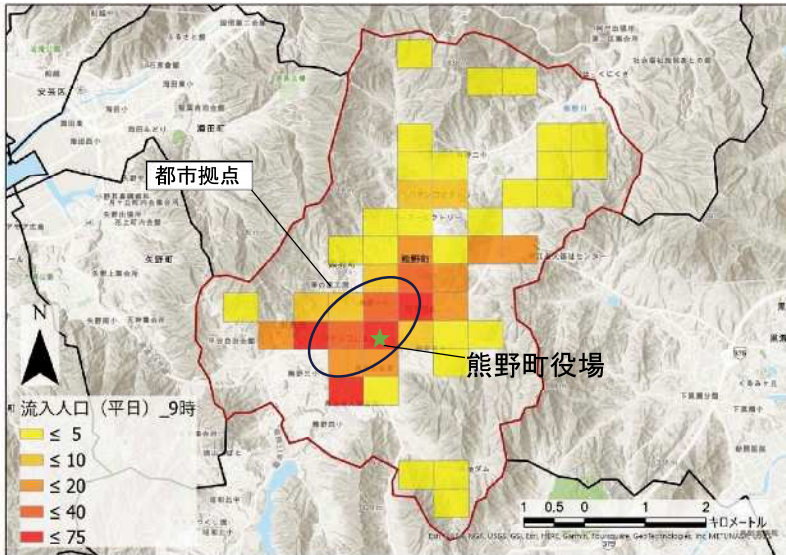
■ 施設の集積状況(再掲)

※赤色が濃いほど施設が集積していることを示す

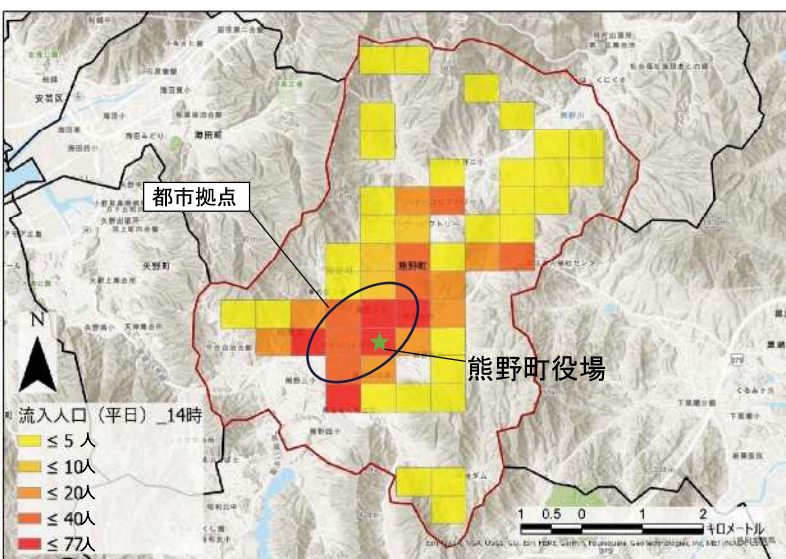
③人の流入が多い区域

複数のスマートフォンのアプリから収集した位置情報等データである「ポイント型流動人口データ」のうち、熊野町に流入する令和元（2019）年、令和4（2022）年10月分、約1,350万のポイントデータについて「広島大学 都市・建築計画学研究室」が分析を行った結果の一部です。

この結果をみると役場を中心とした中央地域では、日常（平日）は、夜間人口より昼間人口の方が多く、町外からの流入がみられることから、広域的な拠点機能を持つ施設（商業施設や働く場所であると想定）が立地していることが要因として考えられます。



■ 人口密度の分布（再掲）

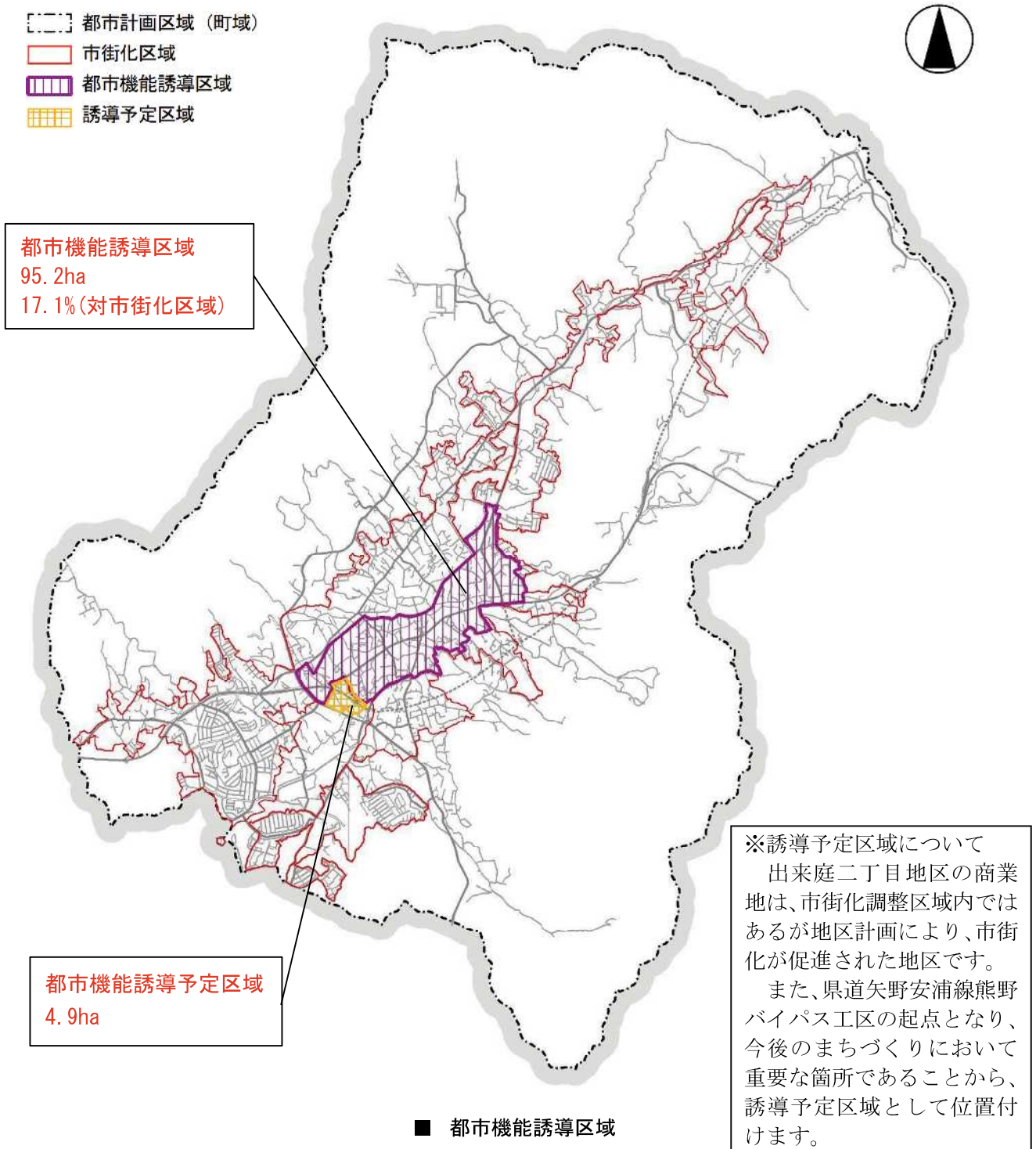


■ 熊野町外居住者の流入人口（令和元（2019）年10月平日）

※人流データ分析の詳細は、参考資料 P128～P135 に掲載

2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定の考え方及び設定方針等に基づいて設定した都市機能誘導区域を示します。



3. 誘導施設

1) 誘導施設とは

誘導施設は都市機能誘導区域の都市機能の増進を図るために必要な施設のことです。

新規に誘導するだけでなく、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐための施設も誘導施設として設定します。

都市計画運用指針（第12版国土交通省）では、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、次のような施設を誘導施設として定めることが考えられるとされています。

- ① 病院・診療所等の医療施設、通所介護事業所等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ② 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる保育所等の子育て支援施設、幼稚園や小学校等の教育施設
- ③ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ④ 行政サービスの窓口機能を有する町役場等の行政施設など

資料：第12版 都市計画運用指針（国土交通省）

■ 誘導施設のイメージ

| | 中心拠点 | 地域/生活拠点 |
|---------|--|--|
| 行政機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 中核的な行政機能 例：本庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所など各地域事務所 |
| 介護福祉機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の支援・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニケーション等 |
| 子育て機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する支援・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスをうけることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等 |
| 商業機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積1,000㎡以上の食品スーパー |
| 医療機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービスを受けることができる機能 例：病院 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けることができる機能 例：診療所 |
| 金融機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局 |
| 教育・文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター |

資料：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）を加工して作成

2) 誘導施設の考え方

(1) 熊野町の誘導施設の考え方

誘導施設は、広島市・呉市・東広島市に隣接する立地条件を活かして、町民の日常生活を支える観点から維持・誘導を図ります。

広島都市圏における熊野町の位置づけは「地域拠点」とされていることから、地域拠点及び熊野町における誘導施設は次に示すような施設が考えられます。

| 広島圏域の将来都市構造 | 中枢拠点 広島市の中心部 | 広域拠点 東広島市、呉市等 | 地域拠点 (熊野町の位置づけ) | 生活圏内にある生活中心地 | |
|-------------------------------------|-------------------------|--|---|-------------------------------|-------------|
| 役割 | 広島都市圏の拠点として都市圏の発展を牽引する。 | 都市活動や住民生活の拠点として、中心拠点を補完する。 | 地域拠点の住民生活を支える都市機能の集積を図る。 | 日常生活の拠り所。身近な場所 | |
| 求められる都市機能 | 高次都市機能 | 都市的サービス機能 | 日常的な生活サービス機能 | より身近な生活サービス機能 | |
| 立地が望まれる施設のイメージ (居住者の共同の福祉や利便の向上) | 商業機能 | 広域商業施設 (集客施設・百貨店等) 専門店・大型商業施設 | 日常的な買い物施設 | | |
| | 医療機能 | 三次医療機関 二次医療機関 | 一次医療機関 (かかりつけ) | | |
| | 金融機能 | 銀行 (本店)・都市銀行 | 銀行 (支店) 郵便局・ATM | | |
| | 福祉機能 | 福祉の総合窓口施設・公共の健康増進施設 | 通所系の介護施設・地域包括支援センター | | |
| | 子育て機能 | | 幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点等 | | |
| | 教育文化機能 | 高等教育機関 博物館・美術館 ホール・コンベンション等 中央図書館 | 高等学校等 小学校・中学校 図書館 | 公民館・集会所・コミュニティハウス・コミュニティセンター等 | 熊野町 独自設定 |
| | 交通機能 | | 交通拠点施設 | | |
| | 行政機能 | 国・県の機関 県の機関 | 市役所・役場 証明書が発行できる施設 (自動交付機・郵便局・公民館・コンビニ等) | | |

■ 広島都市圏を踏まえた地域拠点及び熊野町の誘導施設の考え方

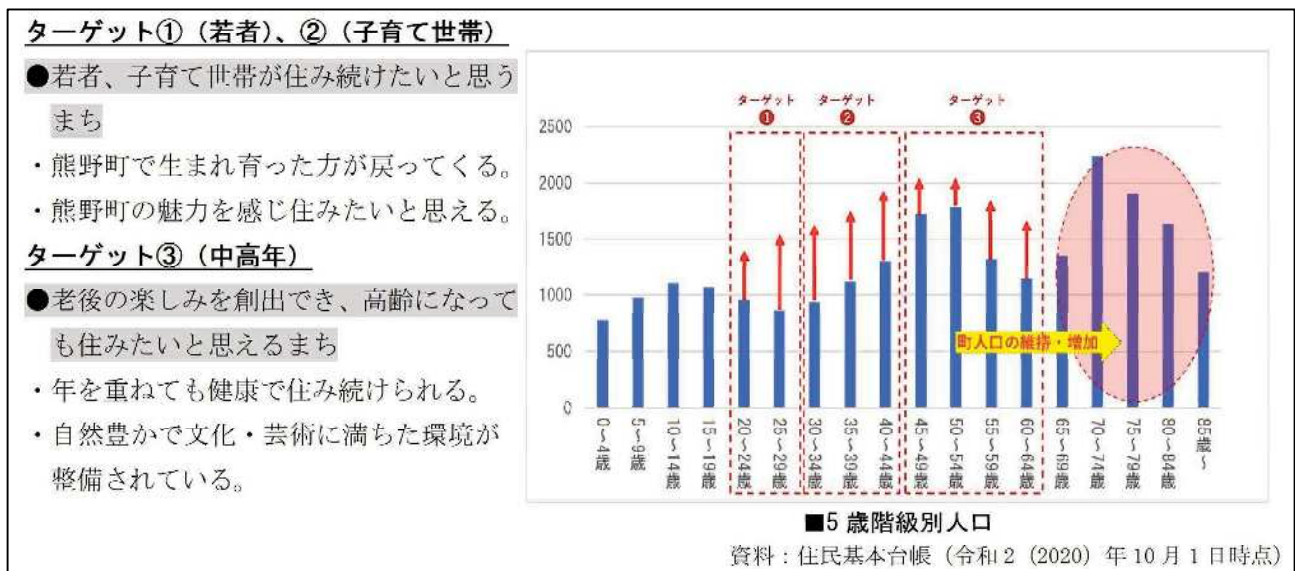
(2) 立地適正化計画のまちづくりターゲット設定からみた誘導施設の考え方

熊野町の人口の状況を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりのターゲットを次のように設定しました。このため、これらのターゲットの生活に必要な施設については誘導施設とすることが考えられます。

■ まちづくりのターゲットと誘導施設

| ターゲット | 誘導施設 |
|--------------------------------|----------------|
| ●若者、子育て世帯が住み続けたいと思うまち | 子育て機能 医療機能 |
| ●老後の楽しみを創出でき、高齢になっても住みたいと思えるまち | 福祉機能 健康増進機能 |

■ まちづくりのターゲット（再掲）



(3) 住民意向からみた誘導施設の考え方

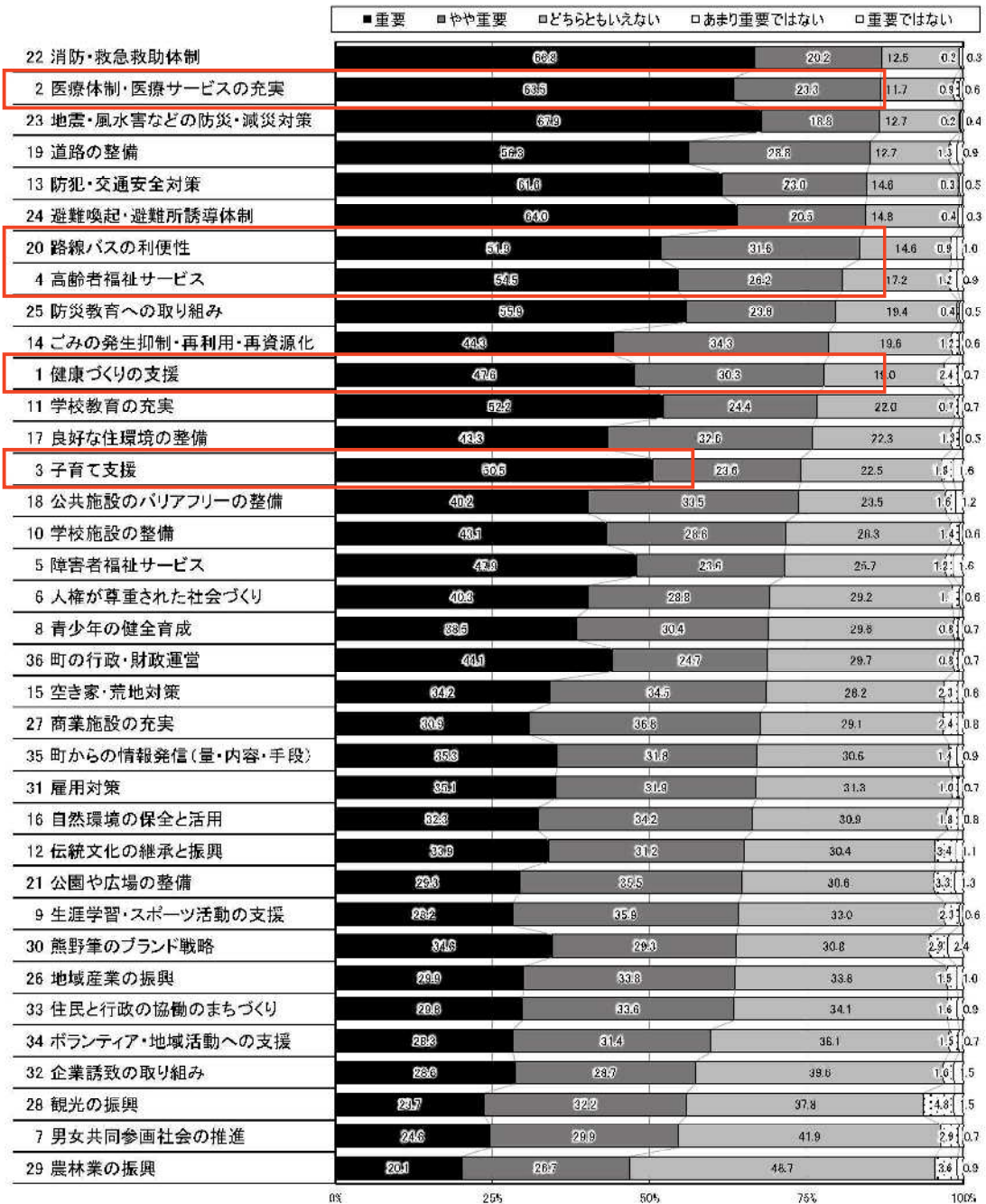
総合計画に関するアンケート調査結果（令和2（2020）年）によると施設との関連性が高いと考えられる「医療体制・医療サービスの充実」、「路線バスの利便性」、「高齢者福祉サービス」「健康づくりの支援」について「重要」、「やや重要」とする意向が高くなっています。また、子育て支援については「重要」とする意向が高くなっています。

住民意見聴取会（本計画策定にあたり東部・中央・西部の各地域1回の計3回 令和4（2022）年）では医療機能、飲食施設等の商業機能、娯楽施設を求める意見がありました。

■ 住民意向と誘導施設

| 住民意向 | 誘導施設が有する機能 |
|--------------------|------------|
| 医療体制・医療サービスの充実 | 医療機能 |
| 路線バスの利便性 | 交通結節機能 |
| 高齢者福祉サービス | 福祉機能 |
| 健康づくりの支援 | 健康増進機能 |
| 飲食施設や若い人が楽しめる場所づくり | 商業機能 |

【重要度(令和元年)】



熊野町総合計画住民意識調査報告書【集計結果】令和2(2020)年2月

■意見聴取会の東部地域の意見要約

| | | |
|--------|-------|---|
| 提案・要望等 | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○今あるいいもの（地域の資源）を次の世代に伝えていきたい ○ふれあい館、地域のNPOとの連携強化（将来を見据えて、地域を盛り上げる） ○農業をしたい人を外から呼び込み地域を活性化→今の環境を守るために農地を活用。 ○東広島バイパス方面や海田町との繋がり強化（利便性の向上・災害時の安全安心） →10年・20年先を見据えた夢のある計画に ○地域を維持していくためにも、働く場所が必要 ○防災センターや深原地区公園を中心とした地域の拠点の整備（シルバー人材を活用） |
| | 提案・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ○（仮）新峠線の整備（海田町に抜ける道路） →地域のポテンシャルの向上、災害時のリダンダンシーの確保 ○緊急車両侵入困難箇所の解消 ○路線バスを廃止→おでかけ号のような乗りやすいコミュニティ交通の充実（増便） ○深原地区工業地への産業の呼び込み→地区外からの住民の呼び込み→活性化（東部地域に移住する若者への補助金等⇒安全な場所への新しい住宅の誘導） ○東部地域に1箇所は内科や歯科が必要 ○農業が好きな方に農地や農業機具を貸せる仕組み（あわせて農業も教えてあげる） →地域資源を守る（ジビエ、いちご、ぶどう、長ネギ）、綺麗な三谷川の復活 ○健康ポイントの充実（高齢者が地域づくりに参画するためのメリット） |

■意見聴取会の中央地域の意見要約

| | | |
|--------|-------|--|
| 提案・要望等 | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが大きくなっても町外に転居せず、生活ができるまちの実現 ○高齢になっても熊野町に住み続けることができる対処 ○新しい人を呼び込める魅力ある場所づくり（特徴あるまちづくり） 例：スポーツするなら熊野（女子サッカー等のまちづくりへの活用） ○東広島方面に目を向けたまちづくり（県道矢野安浦線バイパスの整備を活かす） |
| | 提案・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ○町道整備、県道矢野安浦線（現道）と本通り（旧道）を結ぶ生活道路の整備（新設・拡幅） ○旧道（商店街通り）における歩きやすい環境の実現（時間帯による通行規制等） ○北部農道の速度規制 ○住民と行政の協働によるおでかけ号の運行改善 ○自動運転バスの運行（20年・30年先を見据えた町内外の移動環境の検討） ○筆の里工房に訪れた観光客が回遊できる環境（観光に特化した賑わいづくりのための仕組みづくり） ○医療機関が集約された施設の設置、入院できる病院や療養型病院の誘致 ○ハローズ周辺等の利便性が良い場所への飲食店の誘導 ○高校生等、若い人が楽しめる場所づくり（娯楽施設等の誘致） ○公園整備とあわせた避難場所の確保 ○アーバンスポーツができる公園 |

■意見聴取会の西部地域の意見要約

| | | |
|--------|-------|--|
| 提案・要望等 | 方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○広島市内へのアクセスの良さ、自然環境の豊かさなど、熊野町の魅力を保全 ⇒今ある良さはそのままに、便利な場所はより便利にメリハリのあるまちづくり ○各々が楽しく暮らせるまち（大人が楽しめるまち＝子どもも楽しめるまち） ○西部地域は熊野の西風新都（働き世代が住みやすく、広島に就職する人に選択される町） ○三世代交流のまちづくり ○行政と住民の連携によるまちづくり |
| | 提案・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ○熊野団地でのゾーン30の指定（速度規制）、規制表示標識等の設置、通過交通の通行止め ○広島・呉・東広島のトライアングルを活かした交通システムの充実（通勤環境） ○西部地域⇄筆の里工房周辺エリアの公共交通手段の確保（アクセス改善） ○おでかけ号の増便、きめ細やかなルート設定、運行に係る情報発信 ○防主山商店街での駐車場の整備（商店街の利便性向上） →駄菓子屋など地域ならではの店の維持、防主山商店街の復活 ○熊野モール周辺への大型商業施設やファストフードの誘致 ○防主山緑地の再整備 ○空き家の活用助成、空き家バンク、住宅取得に係る補助金の充実 ○二河川の浸水対策の充実 ○元気な高齢者の活用（清掃活動、ボランティア等）、コミュニティ活動のきっかけづくり ○熊野町の特産物、地ビール醸造所等の新たな資源づくり、産直市場の整備 ○筆の里工房を中心としたコミュニティ活動の拠点づくり ○町長と直接意見交換ができる仕組みづくり（住民と行政のホットライン） |

3) 誘導施設の設定

前節までの考え方も含め、熊野町の都市拠点には町民のニーズや地域課題の解決に資する機能や既存の都市機能を担う施設を「誘導施設」とします。

■ 誘導施設の一覧

| 分類 | 誘導施設の候補 | 誘導施設の可否 |
|--------|--------------------------|------------------|
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ○ |
| | その他店舗等 | ● |
| 医療施設 | <u>特定機能病院</u> | — |
| | <u>地域医療支援病院</u> | |
| | <u>病院（一般病院）</u> | ● |
| | <u>診療所</u> | |
| 調剤薬局 | ● | |
| 金融機能 | 銀行、信用金庫、組合 | ○ |
| | 郵便局等 | ○ |
| 福祉機能 | <u>通所・居宅介護事業所</u> | — |
| | <u>地域包括支援センター</u> | ○ |
| | <u>老人福祉センター</u> | — |
| 子育て機能 | <u>幼稚園</u> | — |
| | 保育所 | — |
| | <u>認定こども園</u> | — |
| | <u>児童館</u> | ● |
| 教育文化機能 | <u>小学校、中学校</u> | — |
| | <u>高等学校</u> | — |
| | <u>大学、専修学校等</u> | — |
| | <u>図書館</u> | ○ |
| | <u>博物館</u> | —（筆の里工房 市街化調整区域） |
| 交通機能 | <u>交通拠点施設（営業所、車庫等）</u> | ● |
| | <u>乗り継ぎ駐車場</u> | ● |
| 行政機能 | <u>役場・防災交流センター・ふれあい館</u> | ○ |
| | 福祉事務所 | ○ |
| | <u>観光等関連施設</u> | ● |
| 健康増進機能 | <u>健康増進施設</u> | ● |
| | <u>体育館</u> | — |

※上記の誘導施設は複合施設として誘導することで町民の利便性が向上することから、積極的に誘導を図ります。

太字は都市構造再編集中支援事業の対象施設（交付要綱に合致したものに限る）

赤文字は地域公共交通再構築事業及び都市・地域交通戦略推進事業

○：誘導施設（既存施設の維持）

●：誘導施設（新たに誘導）

—：見送り

■ 誘導施設の定義

| 分類 | 施設 | 定義 |
|--------|-------------------|---|
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗 |
| | その他店舗等 | 店舗等の床面積が 150 m ² を超えるもの |
| 医療施設 | 診療所 | 医療法に規定する診療所 |
| | 調剤薬局 | 薬局開設許可申請を必要とする調剤薬局 |
| 金融機能 | 銀行、信用金庫、組合 | 銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、信用組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法に基づき、資金の貸付（融資）等を行う金融機関、又はこれらに類するサービスを営む店舗（窓口を有する施設） |
| | 郵便局等 | 郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設 |
| 福祉機能 | 地域包括支援センター | 町が設置主体となり高齢者を総合的に支援する機関 |
| 子育て機能 | 児童館 | 児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設 |
| 教育文化機能 | 図書館 | 町が設置主体となる図書館及びこれに類する施設 |
| 交通機能 | 交通拠点施設 | 公共交通の離発着場や車庫及びそれらの機能に事務機能や商業機能を有する施設 |
| | 乗り継ぎ駐車場 | パークアンドライド等、公共交通への乗り継ぎを目的として設ける駐車場 |
| 行政機能 | 役場・防災交流センター・ふれあい館 | 町が設置主体となり行政サービスを提供する施設 |
| | 福祉事務所 | 社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」 |
| | 観光等関連施設 | 町が設置主体となり観光関連サービスを提供する施設 |
| 健康増進機能 | 健康増進施設（ジム等） | 建築基準法施行規則「体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）」 |

※都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする。

4) 誘導区域外の施設誘導の方針

立地適正化計画の誘導施設とは別に、熊野町都市計画マスタープランにおける将来都市構造図で位置づけている都市拠点周辺や地域活動拠点周辺で維持又は誘導する施設を独自に定めます。

既存の都市施設については、地域特性を鑑み居住の維持・誘導を目的に維持する方針とします。

■ 都市施設等の配置状況一覧

| 分類 | 施設 | 都市拠点周辺 (中央) | 地域活動拠点 周辺 (西部) | 地域活動拠点 周辺 (東部) |
|--------|---------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 商業機能 | 大規模小売店舗 | ○ | — | — |
| | その他 (劇場・娯楽施設・飲食施設等) | ○ | ○ | ○ |
| 医療機能 | 特定機能病院 | — | — | — |
| | 地域医療支援病院 | — | — | — |
| | 病院 (一般病院) | — | — | — |
| | 診療所 | ○ | ○ | — |
| | 調剤薬局 | ○ | ○ | — |
| 金融機能 | 銀行、信用金庫、組合 | ○ | ○ | — |
| | 郵便局等 | ○ | ○ | — |
| 福祉機能 | 通所・居宅介護事業所 | ○ | ○ | ○ |
| | 地域包括支援センター | — | — | — |
| | 老人福祉センター | — | — | — |
| 子育て機能 | 幼稚園 | ○ | ○ | — |
| | 保育所 | ○ | ○ | ○ |
| | 認定こども園 | ○ | ○ | ○ |
| | 子育て支援施設 | — | ○ | — |
| | 児童館・屋内遊戯施設 | — | ○ | — |
| 教育文化機能 | 小学校、中学校 | ○ | ○ | ○ |
| | 高等学校 | — | ○ | — |
| | 大学、専修学校等 | — | — | — |
| | 図書館 | ○ | — | — |
| | 博物館 | ○ | — | — |
| 交通機能 | 交通拠点施設 | ● | ● | — |
| | 乗り継ぎ駐車場 | — | ○(民間) | — |
| 行政機能 | 役場・防災交流センター・ふれあい館 | ○ | ○ | ○ |
| | 福祉事務所 | — | — | — |
| | 観光等関連施設 | ○ | — | — |
| 健康増進機能 | 健康増進施設 | — | — | — |
| | 体育館 | ○ | ○ | — |

○：既存維持 ●：集約・再編 —：未整備